

# 行政書士法人設立案内

北海道行政書士会

## 1. 概要

行政書士法人は、行政書士の業務を行うことを目的として、行政書士が設立する法人であり（法第13条の3）、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する（法第13条の9）。

## 2. 行政書士法人の手引

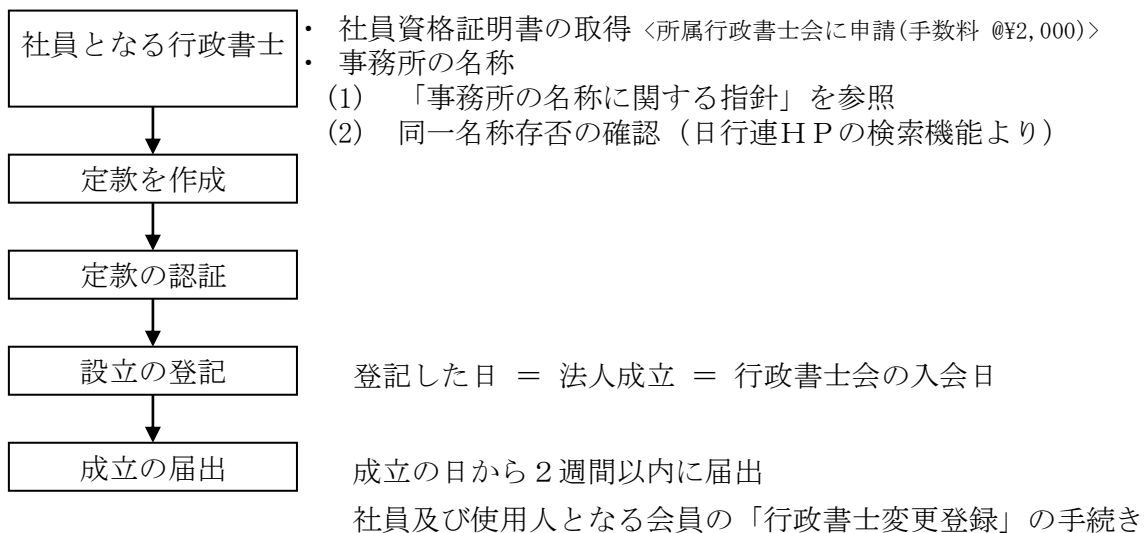
行政書士法人の設立手続及び運営に関する留意点等をまとめたものを、日本行政書士会連合会ホームページに掲載されていますので、内容をご確認下さい。

## 3. 行政書士法人の「届出」

行政書士法人は、成立したとき、定款を変更したとき、他の行政書士法人との合併以外の事由により解散したとき又は合併したときは、その日から2週間以内に、その旨を主たる事務所の所在地の行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会へ届け出る義務が発生する（法第13条の10第1項、第13条の11、第13条の19第3項、第13条の20第3項）。

## 4. 手続の手順

詳細は「行政書士法人の手引」を参照下さい。



## 成 立 の 届 出

- (1) 行政書士法人成立届出書 <原本3通>
- ① 定款に記載がある情報：住所表記や氏名表記等省略せず、そのまま正確に記載。
  - ② 社員の出資額：信用出資や労務出資の場合には、定款に記載したその「評価基準額」を記載。
  - ③ 事務所の名称：本項目は定款に記載されない情報である。「行政書士法人の手引」の該当記載箇所及び「事務所名称の指針」を参照。
- (2) 登記簿の謄本 <原本2通・写し1通>
- (3) 定款の写し <3通(複写機によるコピー可)>
- (4) 法人職印届 <1通>
- (5) F A X 番号(事務所)届出書 <1通>
- (6) 諸費用
- ① 届出手数料 20,000 円
  - ② 入 会 金 200,000 円
  - ③ 会費(月額6,000円、3ヶ月分) 18,000 円

### 【社員及び使用人となる会員の「行政書士変更登録」手続きについて】

- ・法人の届出とは別に、個人の変更登録申請が必要となります。  
別紙「行政書士の変更登録申請書の提出について」を参照し、行政書士変更登録申請書に必要な書類を添付して提出してください。
- ・一部の申請を除き、法人の届出と個人の届出が揃うまでは日本行政書士会連合会での決済が保留となります。

### 【ご予約のお願い】

- ・窓口提出の場合は、電話等で事前予約の上お越しくください。
- ・訂正が必要な場合がございますので、法人の印鑑と各職印(法人・個人)をお持ちください。

### 申請書類及び登録手数料等送付先

送付先 北海道行政書士会  
〒060-0001  
札幌市中央区北1条西10丁目1番6 北海道行政書士会館  
011-221-1221